

社会福祉法人桜丘会行動計画

職員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立させることができ、また、男女ともに活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月31日

(2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。

＜対策・取組内容＞

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 3年 4月～ 年次取得促進のため、年休取得10日以上を目指す旨の周知を図る
- 令和 4年 4月～ 取得状況を把握し、取得促進のための対策を図る

目標2：男性の育休取得者1名以上を目指す。
女性の育休取得率100%を維持する。

＜対策・取組内容＞

- 令和 2年 4月～ 両立支援制度のパンフレットを職員に
- 令和 3年 4月～ 両立支援制度について研修を実施する
以降、取組効果を検証しながら、年1回以上の研修を実施する